

○千葉県給食施設指導要綱

(趣旨)

この要綱は、健康増進法（平成14年8月2日第103号。以下「法」という。）第18条から第24条までの規定により、特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養指導員により積極的な指導を行うことについて、健康増進法施行規則（平成15年4月30日厚生労働省令第86号）及び千葉県健康増進法施行細則（平成15年5月30日千葉県規則第91号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(栄養指導員の指導)

- 第1条 栄養指導員は、法第20条第1項に規定する特定給食施設（以下「特定給食施設」という。）及び特定多数人に対し通例として継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設（以下「その他の給食施設」という。）に対して、栄養改善の見地から必要な指導を行うものとする。
- 2 栄養指導員は、前項の規定による特定給食施設に対して立入検査等を行ったとき、又はその他の給食施設に対して実地指導を行ったときは、給食施設指導票（別記第1号様式）を作成するとともに、必要に応じて当該施設の管理者に文書で改善の指示又は指導をしなければならない。
 - 3 栄養指導員は、その他の給食施設の管理者に対し、献立表その他給食の実績を示す書類を作成し、及び保存するよう指導するものとする。

(その他の給食施設の届出)

- 第2条 その他の給食施設を設置する者は、給食開始の日から一月以内に給食施設開始届（別記第2号様式）により、届出を行うよう努めるものとする。
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に給食施設変更届（別記第3号様式）を知事に提出するよう努めるものとする。
 - 3 第1項の規定による届出をした者は、給食を休止し、又は廃止したときは、休止又は廃止の日から一月以内に給食施設廃止（休止）届（別記第4号様式）を知事に提出するよう努めるものとする。

(報告)

- 第3条 特定給食施設の管理者は、その年の5月中に実施した給食の状況について、給食運営現況報告書（別記第5号様式）により、その年の11月中に実施した給食について給食施設栄養管理状況報告書（別記第6号様式から第9号様式まで）により報告をするものとする。
- 2 その他の給食施設の管理者は、その年の5月中に実施した給食の状況について、給食運営現況報告書（別記第5号様式）により、その年の11月中に実施した給食について給食施設栄養管理状況報告書（別記第6号様式から第9号様式まで）により報告をするよう努めるものとする。

(管理栄養士必置施設指定通知書等)

第4条 法第21条第1項の指定は、管理栄養士必置施設指定通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

2 法第21条第1項の指定の取消しは、管理栄養士必置施設指定取消通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

第5条 食事を供給する施設が省令第7条各号のいずれかに該当することとなったときは、管理栄養士必置施設送付書（別記第12号様式）により通知するものとする。同条各号のいずれにも該当しなくなったときも、また、同様とする。

第6条 第4条第1項により指定された事項に変更が生じたときは、管理栄養士必置施設変更届送付書（別記第13号様式）により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年5月30日より施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行前に改正前の給食施設指導要綱により調製した用紙は、この要綱の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月16日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月24日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月8日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月4日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月26日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月4日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月10日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月8日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月11日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

(経過措置)

この要綱の施行前に改正前の給食施設指導要綱により調製した用紙は、この要綱の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。